

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号	1 2 3 4		
宛 名 番 号	7 6 5 4 3 2 1		
担 連 当 絡	所 属	人事課人事労務係	
氏 名	特 徴 花 子		
者 先 電 話	000-000-0000 内線(1 2 3)		

フリガナ	オツノ イチロウ	(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
氏 名	乙 野 一 郎	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日		
生 年 月 日	昭和39 年 3 月 1 日						
個 人 番 号	個人番号は記入しないでください。						
受給者番号	0 0 1 2 3 4 5		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	令和6 年 8 月 31 日	1 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死別 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日 現在の住所	芳賀町大字〇〇1234-5						
異動後の 住 所	芳賀町大字〇〇1234-5	140,000 円	35,600 円	104,400 円			

1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
新しい勤務先 (特別徴収義務者) 指 定 番 号 所 在 地 フリガナ 氏名又は名称	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理 由 右から 番号を 記入 1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 _____ 月 _____ 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) _____ 円

3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
理 由 右から 番号を 記入 1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地 芳賀町 税務課 町民税係

黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

退職・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、**納税義務者の申し出又は了解を得て**、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、**本人の申し出がなくても**、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。

(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。